

農業補助事業の令和8年度要望を受け付けます！

村では、本村の農業を担う意欲的な農業者に支援を行っております。

令和8年度の補助事業活用をお考えの方は、事業計画書の提出が必要となりますので、産業課へご相談ください。

◆ 農業機械等共同利用整備事業（令和10年度をもって終了予定です。）

農業経営に必要な農業機械・施設等の共同利用による導入費用を支援します。

補助対象者	経営規模要件	補助率	補助限度額
① 農業生産団体 (農業者2名以上の団体)	経営耕地面積 おおむね5ha以上	事業費(消費税除く)の 10%※1	150万円
② 地域計画に位置づけられている者又は認定農業者のみの農業生産団体	経営耕地面積 おおむね10ha以上でかつ 経営規模が減少していない ※申請年度の過去3年間	事業費(消費税除く)の 15%※2	300万円

※1他の補助金等により事業を実施する場合は、補助率が変わります。

※2「おおたまのおいしい米出荷奨励事業の事業登録をした者が申請する色彩選別機本体」についても同様補助率となります。

◆ ビニールハウス設置事業補助金

あたらの里直売所に農作物を出荷する方へ、ビニールハウス設置費用を支援します。

補助率	費用項目	補助限度額
総事業費の1/2以内	資材費：ビニールハウスやパイプ等の資材費用	40万円
	設置費：設置を依頼する場合の費用(施工費)	10万円

※ 冬期間に栽培・出荷する計画が必要です。

要望の申請方法

要望提出場所	役場 産業課 農政係
提出書類	(1) 事業計画書 (2) 見積書(写し) (3) カタログ、設計書等
提出期限	令和7年12月5日(金) ※期限厳守

※ 事業計画書様式は村HPからダウンロードいただけます。また農政係でお渡しします。

※ 予算の都合等により未採択、補助率変更の場合があります。あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】 大玉村役場 産業課 農政係 TEL 0243-24-8107

農業関係補助金のお知らせ

農業に関連する支援策です。ご活用を希望される方は必ず事前に産業課へご相談ください。
※なお、事業着手後は補助対象外となりますので、ご注意ください。

■ 施設園芸等施設整備事業

事業内容	稲作中心の経営体系から、施設園芸への転換の際に、新設するパイプハウス設置費用への助成
補助率等	総事業費の1/3以内 上限400万円

■ 収入保険制度加入促進事業

事業内容	農業収入保険加入者が負担する保険料への一部助成
補助率等	掛捨て保険料及び付加保険料の1/5以内

■ 農業施設整備資金

事業内容	農業機械及び農業施設整備に必要な資金貸付に係る利子額の助成 借入れ金融機関はJA（JAの貸付業務規定による審査があります） 貸付金額は総事業費の90%以内、貸付限度額があります。
補助率等	貸付利子の全額

■ 農耕用運転免許取得推進事業

事業内容	農耕用車両の公道走行に必要な免許の取得費用の助成 大型特殊免許、けん引免許
補助率等	取得費用の1/5以内 上限20,000円

■ 鳥獣被害防止柵導入事業

事業内容	鳥獣被害対策として電気柵等を設置する経費の助成
補助率等	個人設置 事業費の1/2以内 上限10万円 （農地以外 上限5万円） 共同設置 事業費の1/2以内 上限なし

■ 電動機械等導入支援事業

令和7年度をもって終了となります。

なお、事業着手後の申請は補助対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。